

# 新潟エステティシャン・セラピスト協同組合 サロン認証事業実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 新潟エステティシャン・セラピスト協同組合（以下「NETH」という）が、所定の基準を満たしたエステティック及びセラピーサロン（以下「サロン」という）を認証することにより、新潟のエステティック・セラピー業界全体のサービス水準の向上を目指すとともに、お客様が安心してサービスを受けられることを目的とする。

## 第2章 認証

### (認証の対象)

第2条 認証を申請するサロンにおいては、法令及び別表1のサロン認証基準を遵守することに同意していること。

2 認証を申請するサロンにおいては、第7条に定めるNETHの認証ロゴマーク使用の規則を遵守することについて同意していること。

3 認証を申請するサロンにおいては、申請の日前3年以内に次に掲げる事由に該当していないこと。

(ア)公序良俗に反する事業を行っている。

(イ)反社会的勢力及び団体と関係を有している。

(ウ)解散又は破産している。

(エ)補助、補佐及び後見の宣告を受けている。

(オ)「特定商取引に関する法律」第四十六条及び第四十七条に基づき指示・停止命令がなされている。

(カ)上記(オ)以外に、事業の運営に関わり行政処分を受けている。

### (申請及び認証の手続き)

第3条 認証を申請するサロンは、サロン認証申請書（第1号様式）及び別表2の添付書類をNETH事務局に提出する。

2 NETHは申請書類が提出され、所定の申請料が納入されたのち、審査及び認証手続きを実施する。

3 NETHは申請サロンを視察し、認証基準を満たしているかを調査することができる。

4 申請書類等が基準へ適合しなかった場合、NETHは申請サロンに対しその旨通知を行う。申請サロンにおいては、NETHの定めた期日までに申請書類の再提出を行う。

5 第4項にもとづき、申請書類の再提出を求められた申請サロンには、NETHの認証審査員が視察する場合がある。この際の審査員の交通費（公共交通機関の運賃実費）については、申請サロンが負担することとする。

(申請・認証料の納入)

第4条 申請サロンは、所定の申請料及び認定料を納入しなければならない。

2 申請料・認証料は下記の通りとする。

新規申請（1店舗につき）	20,000円
更新申請（1店舗につき）	10,000円
変更申請（1店舗につき）	5,000円
認証（2年につき）	12,000円
認証（同一経営者による2店舗以上の認証／2店舗目より1店舗につき・2年につき）	8,000円

3 申請料には、登録料・認証証書発行料・申請事務手数料・共同広告へのサロン名の掲載料が含まれる。

4 申請料・認定料には消費税は含まれない。

(認証期間と更新申請)

第5条 認証期間は、認証日の翌日から2年間とする。

2 NETHは、認証期間中に認証サロンを視察し、認証基準を満たしているかを調査することができる。

3 認証サロンは認証期間が満了する日を含む月の前月の末日までに、NETH事務局に更新申請をしなければならない。

4 更新を申請するサロンは、認証期間が満了する日を含む月の前月の末日までに、1回以上のNETHのセミナーを受講しなければならない。

(認証の取り消し)

第6条 認証サロンが認証基準に違反した場合もしくは認証申請書の記載内容と著しく差異を生じた場合、NETHは文書により勧告を行う。勧告日より30日を過ぎても改善が認められない場合、NETHは認証を取り消すことができる。

2 認証の取り消しを受けたサロンにおいては、速やかにホームページ、広告、パンフレット等からNETHの表示を削除すること。

3 サロン側が認証取り消しを希望する場合は、更新日の30日前までに「認証取消届」を提出すること。この日までに取消届が提出されない場合、翌期の更新申請料・認証料を納入しなければならない。

4 なお、一度納入された申請料・認証料については期の途中であっても返金しない。

(認証ロゴマーク使用の規則)

第7条 ロゴマークの基本表示は、指定色によるカラー表示とする。但し、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができる。

2 認証マークを拡大・縮小して表示する場合は、各部の寸法比を同一として使用すること。縮小する場合は、各部が明瞭に判別できる範囲とすること。

3 認証マークは各要素を一体の状態で使用し、分解またはそれらを組み替えて使用しないこと。

4 地色との明瞭な対比をもたせて表示すること。

5 下記に従い、認証マークを認証範囲においてウェブサイト、名刺、パンフレット、広告、または他の文書などのコミュニケーション媒体に表示することができる。

(ア)名刺に使用する場合は、認証範囲の業務に従事するものに限定すること。

(イ)認証範囲外の活動にも認証が及んでいると受け取られるような表示はしないこと。

(ウ)サロン認証制度の評価を損ない、または社会的信用を失墜させると受け取られる方法で使用しないこと。

(エ)認証マークは、消費者の目に留まる製品または製品の梱包に用いてはならない。

または、製品の適合性を示すと解釈される可能性のある、他のいかなる方法も用いてはならない。

(認証ロゴマーク使用の申請)

第8条 認証ロゴマークを広告等に使用する場合は、「認証ロゴマーク使用申請書」にてNETH事務局に申請すること。NETH事務局は、申請内容確認後、申請者にロゴマークのデータをメールにて送信する。

2 ロゴの使用期限は、認証期間満了の日までとする。但し、認証期間満了日までに、更新の申請がされ、受理されている場合はこの限りではない。

### 第3章 機密保持及び個人情報保護

(機密保持)

第9条 NETHは、認証業務を行う上で知り得た申請サロン及び認証サロンに関する情報の機密を保持し、書面による当該サロンの同意なしに第三者に開示しない。

但し、次の(ア)～(オ)についてはこの限りではない。

(ア)法令に基づく場合。

(イ)情報を得る以前に、既に公知であった情報及び情報取得後、NETHの責めによらずに公知となった情報。

(ウ)NETHとは別の第三者により、正当に開示された情報。

(エ)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者裁判所又は行政機関から法令、規則、行政指導等に基づき開示を求められた情報。

(オ)情報取得の時点で、既にNETHが保有している情報。

(個人情報保護)

第10条 NETHは、サロン認証事業を行う上で、申請サロン及び認証サロンから入手した個人情報の利用目的を、審査活動及び認証維持活動に係る範囲内とし、NETHの「個人情報保護方針」の定めるところに従って、適切にこれを取り扱う。

#### 第4章 本要綱の改正

(本要綱の改正)

第11条 NETHは、本要綱を改正したときは、申請サロン及び認証サロンに通知するものとし、本要綱に基づき認証を受けたサロンは改正後の要綱を遵守するものとする。

(その他の事項)

第12条 本要綱に記載されていない疑義が生じた場合については、NETH理事会において適宜検討するものとする。

附則

本要綱は、2019年4月1日より施行する。

別表 1

## サロン認証基準

基本姿勢(前提事項)	
1	サービスを通じてお客様からの信頼を得ることのできるよう努力している。
2	お客様に安全なエステティック・セラピーのサービスを提供することにより、美容と健康の面からお客様の生活の満足度を高めるための努力をしている。
3	サービスを通じて新潟におけるエステティック・セラピー業の質の向上と、美容と健康の面から社会の発展に貢献できるよう努力している。
4	新潟エステティシャン・セラピスト協同組合の組合員であり、年会費の滞納がない。
5	店舗運営実績1年以上を有する。
信頼構築のための品質保持・向上への取組み	
6	NETHが主催する衛生基準セミナーを修了又はAJESTHE 認定衛生管理者資格、若しくはそれに準ずる資格を取得している。
7	提供するサービス内容を保持するための仕組みがある。
8	上記7について定期的なチェック体制が設けられ、実施・運用がされている。
9	お客様へ提示する料金設定表や契約規定があり、施術前・契約前に説明をおこなっている。
10	サロン賠償責任保険に加入している。
法令遵守	
11	関連法規（別紙関係法規一覧表その他の関係法規をいう）を遵守したサービスを提供している。
12	労働法規を遵守し、従業員の労働環境、就業体制が整えられている。
店舗環境及び使用商材	
13	防災安全性の向上を図る法令規定に従った災害時対応マニュアルがあり、お客様の安全が確保された店舗運営を行っている。
14	消防法に定める、避難設備・消火設備等を有している。
15	水道による給湯水設備を有している。
16	施術室は、法規を遵守し、かつ衛生的に保たれている。
17	換気・照明設備があり、室温が適切に保たれている。
18	消毒器・消毒剤が完備されている。
19	使用機器及び化粧品のリストが作成されている。
20	トイレ・更衣室・休憩エリアが完備されている。
21	肌タイプ・目的に合わせたトリートメントを行える商材が揃えられている。
22	商材の使用期限・保存方法が守られている。

## 添付書類

※ 申請の種類（新規・更新・変更）に応じて、必要書類を添付すること（○は提出を要する書類）。

	必要書類	申請の種類		
		新規	更新	変更
1	誓約書	○	○	変更内容に応じて提出すること
2	衛生管理セミナー受講証明書の写し（A4用紙にコピーする）	○		
3	申請者の本人写真（サイズ 縦4cm×横3cm）	○	○	
4	更新カード		○	
5	その他の資格証明書の写し（A4用紙にコピーする）	任意		
6	登記簿謄本 又は 開業届の写し	○		
7	保険証券の写し（サロン賠償責任保険）	○	変更がある場合は提出すること	
8	メニュー価格表の写し	○		
10	取扱化粧品の一覧及びパンフレット（コピー可）	○		
11	店舗の写真（裏面に以下の番号を付すること） ① 外観（建物全体） ② 看板 ③ 玄関（出入口） ④ 受付スペース ⑤ 待合スペース ⑥ カウンセリングスペース ⑦ 更衣スペース ⑧ 施術スペース ⑨ 消毒器材 ⑩ 化粧品 ⑪ エステ機器	○		

## 【関連法規一覧表】

- 保健医療関係法令
  - ・ 医師法
  - ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
  - ・ 理学療法士及び作業療法士法
  - ・ 栄養士法 等
- 生活衛生関係法令
  - ・ 美容師法
  - ・ 管理美容師法
  - ・ 理容師法
  - ・ 公衆浴場法 等
- 薬務関係法令
  - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
  - ・ 薬剤師法 等
- 一般民事関係法令
  - ・ 民法
  - ・ 商法 等
- 社会・経済関係法令
  - ・ 消費者基本法
  - ・ 消費者契約法
  - ・ 割賦販売法
  - ・ 訪問販売法
  - ・ 貸金業規制法
  - ・ 利息制限法 等
- 特定商取引に関する法律
  - ・ 特定商取引法
  - ・ 不当景品類及び不当表示防止法
  - ・ 製造物責任法
  - ・ 個人情報保護法 等
- 不適正取引防止等に関する条例
  - ・ 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例
- 労働法規
  - ・ 労働基準法
  - ・ 労働安全衛生法
  - ・ 最低賃金法
  - ・ 労働契約法
  - ・ 男女雇用機会均等法
  - ・ 育児・介護休業法 等